

2023年度 山形市の消費者トラブル

～インターネット関連の他、電話勧誘・訪問販売の契約トラブルも多かった～

心配な時、困った時は、消費生活センターにご相談ください！

◆SNSの広告がきっかけで契約トラブルになる相談が増加！
「サプリメントや化粧品等の定期購入」「副業のサポートや投資の勧誘で多額の借金」「格安商品の未着は偽サイトだった」など…

ここが重要！



- SNSの広告をうのみにした安易な申し込み、儲け話はキケンです。
- ネット通販の申込みは、最終確認画面の内容をしっかりと確認し、トラブル防止のために、画面は保存しておきましょう。
- 通信販売には、クーリング・オフがありません。申込みは慎重に！

◆電話や訪問による勧誘で、火災保険を使った請負工事契約のつもりが、「火災保険の申請サポート契約だった」という相談も多かった！

ここが重要！



- 火災保険の申請は、加入者自身で行うことが基本です。
- 電話や訪問で勧誘を受けて不要な契約をした場合、契約書面を受け取ってから8日間、クーリング・オフが可能です。

◆賃貸アパートの退去に伴う修理等、原状回復での敷金精算トラブル等の相談が、20代から50代が目立った！

ここが重要！



- 賃貸物件は、契約書の記載内容を確認しておきましょう。
- 国土交通省が定めるガイドラインを参考に、双方の負担割合を確認し、精算等に納得できない点は、話し合いで解決を図りましょう。

他にも… ◆实在企業をかたる偽SMS等から、フィッシング詐欺に繋がるトラブルの相談も多くありました。



山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

